

○糸島市水道事業給水条例

平成22年 1 月 1 日

条例第169号

改正 平成22年 3 月31日条例第212号

平成22年12月22日条例第230号

平成23年 9 月30日条例第22号

平成25年12月18日条例第35号

平成29年 3 月28日条例第 5 号

令和元年 6 月21日条例第 3 号

令和元年 9 月27日条例第19号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 5 条—第11条）
- 第 3 章 給水（第12条—第21条）
- 第 4 章 料金及び手数料（第22条—第30条）
- 第 5 章 加入金（第31条—第33条）
- 第 6 章 管理（第34条—第37条）
- 第 7 章 貯水槽水道（第38条・第39条）
- 第 8 章 雑則（第40条）
- 第 9 章 罰則（第41条・第42条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、糸島市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第 2 条 糸島市水道事業の給水区域は、糸島市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成22年糸島市条例第167号）第 3 条第 2 項に定める区域とする。

（給水装置の定義）

第 3 条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために公営企業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第 4 条 給水装置は、次に掲げる 3 種とする。

- (1) 専用給水装置 次号及び第 3 号以外のもの

- (2) 共用給水装置 1個の水栓を2（世帯・戸）以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水装置の構造及び材質等）

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に実施するため、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置の構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費

(6) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の前納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の制限等)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合は、給水を制限又は停止することができる。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- 3 管理者は、第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 水道使用の用途は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家事用 一般家庭用に使用するもの
- (2) 家事用以外 各種の営業等に使用するもの
- (3) 官公署・学校用 官公署及び学校に使用するもの
- (4) 一時用 工事その他一時の用途に使用するもの

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の水道使用者等は、メーターの設置、撤去、交換、点検、修繕、検針（以下「設置等」という。）に支障を生じないように清潔かつ適正にメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう適切に給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負

担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金の額は、別表第1と別表第2の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(平25条例35・令元条例3・一部改正)

(料金の算定)

第24条 料金は、隔月ごとの定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その使用水量に基づき点検日の属する月分及びその前月分の料金として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料金の異なる2種以上の用途に水道を利用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を利用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において、水道の利用を開始し、又は利用を中止したときの基本料金は、1月とみなして算定する。

2 月の中途において給水装置の種別、用途又はメーターの口径(第4項の規定により各戸の給水管の口径をメーターの口径とみなす場合の当該給水管の口径を含む。)を変更した場合においては、その月の料金の額は、その月の使用日数の多い方に従って算定する。ただし、使用日数が等しいときは新しい方に従う。

3 1個のメーターをもって2種以上の用途の給水に利用するときは、料金の高い方により料金を算定する。

4 1個のメーターをもって2戸以上の給水に使用するときは、各戸均等に使用したものとみなし、料金を算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書により2月ごとに前2月分を徴収する。ただし、管理者が必要と認めた場合は、1月ごとに徴収し、又は前納させることができる。

(手数料)

第29条 手数料は、別表第3に定める区分により申込みの際、納入通知書により徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めるときは、申込後に徴収することができる。

(料金及び手数料等の軽減又は免除)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 加入金

(加入金)

第31条 給水装置(一時用を除く。)の新設工事又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、申込みの際に加入金を納入しなければならない。ただし、一時用を切替え引き続き給水装置として使用しようとする者は、新設工事と同様にその使用開始以前に加入金を納入しなければならない。

(加入金の額)

第32条 加入金の額は、新設工事については、別表第4に定める額に100分の110を乗じて得た額とし、改造工事については、新口径に係る別表第4に定める額と旧口径に係る別表第4に定める額の差額に100分の110を乗じて得た額とする。

(平25条例35・令元条例3・一部改正)

(加入金の徴収方法)

第33条 加入金の徴収方法は、別に定めがある場合のほか、納入通知書によるものとする。

2 加入金は、当該給水装置の工事申請とともに、その全額を徴収する。

3 加入金は、当該工事申請を取り消しても還付しない。ただし、法令又は規則で定める場合及び管理者が必要と認める場合は、還付することができる。

第6章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適切な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、需要者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(令元条例19・一部改正)

(給水の停止)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、第29条の手数料又は第32条の加入金を指定期間内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第24条の使用水量の計量又は第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第7章 貯水槽水道

(市の責務)

第38条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業管理規程で定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第8章 雑則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

第9章 罰則

(過料)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第34条の検査又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れたものに対する過料)

第42条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の前原市水道事業給水条例（平成10年前原市条例第5号）、二丈町水道事業給水条例（昭和57年二丈町条例第14号）又は志摩町水道事業給水条例（平成10年志摩町条例第13号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 施行日以後にメーターの点検を行い、料金を算定し、徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前に属するもの及び施行日前後にまたがるものについては、合併後の料金に関する規定により算出する。
- 4 施行日の前日までの合併前の条例の規定による水道料金（前項に規定するものを除く。）、手数料及び加入金については、なお合併前の条例の例による。
- 5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例

による。

- 6 施行日の前日までに合併前の二丈町水道事業給水条例又は志摩町水道事業給水条例の適用を受けていた給水契約で、施行日以後も引き続きこの条例の適用を受けるもの（家事用以外の用途に限る。）の平成22年4月1日から平成23年1月31日までの間に行われるメーターの点検に係る水道料金の算定については、第23条中「別表第1」とあるのは、「附則別表」と読み替えて適用する。

（平22条例212・追加）

附則別表（附則第6項関係）

（平22条例212・追加）

水道料金（家事用以外）

（1月）

給水装置の種別	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）				
		8立方メートル以下の使用水量	8立方メートルを超え25立方メートル以下の使用水量	25立方メートルを超え50立方メートル以下の使用水量	50立方メートルを超え150立方メートル以下の使用水量	150立方メートルを超える使用水量
専用栓・共用栓	800円	40円	225円	270円	280円	290円

備考

- 1 水道料金は、基本料金及び使用水量に応じた従量料金とする。
- 2 水量に1立方メートル未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

附 則（平成22年3月31日条例第212号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日条例第230号）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の糸島市水道事業給水条例の規定は、平成24年2月1日以降の使用分から適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月18日条例第35号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日条例第3号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第19号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第23条関係）

（平23条例22・全改）

水道料金

（1月当たり）

給水装置 の種別	用途	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）					
			8立方メ ートル以 下の使用 水量	8立方メ ートルを 超え16方 メートル 以下の使 用水量	16立方メ ートルを 超え25立 方メート ル以下の 使用水量	25立方メ ートルを 超え50立 方メート ル以下の 使用水量	50立方メ ートルを 超え150 立方メー トル以下 の使用水 量	150立方 メートル を超える 使用水量
専用栓・共 用栓	家事用	1,050円	40円	195円	220円	230円	250円	280円
	家事用以 外	1,050円	40円	235円	255円	295円	330円	375円
	官公署・ 学校用	1,050円	40円	235円	255円	280円	300円	330円
	一時用	2,520円	5立方メートルを超える使用水量 755円					

備考

1 水道料金は、用途ごとの基本料金及び使用水量に応じた従量料金とする。ただし、一時用の基本料金については、5立方メートルまでの従量料金を含むものとする。

2 水量に1立方メートル未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

別表第2（第23条関係）

メーター使用料

口径	金額（1月につき）
13ミリメートル	70円
20ミリメートル	150円
25ミリメートル	160円
30ミリメートル	260円
40ミリメートル	300円

50ミリメートル	1,600円
75ミリメートル	2,000円
100ミリメートル	管理者が定める額

別表第3（第29条関係）

（令元条例19・一部改正）

手数料

種類	区分	単位	金額
設計審査手数料	給水工事に関する設計審査	1件	2,000円
道路・水路申請手数料		1件	2,000円
検査手数料	給水装置工事しゅん工検査	1件	2,000円
検査手数料	配水管布設工事に使用する材料検査	1件	2,000円
設計手数料		工事費の100分の3に相当する額	
指定給水装置工事事業者指定手数料		1件	5,000円
指定給水装置工事事業者更新手数料		1件	5,000円

別表第4（第32条関係）

加入金

口径	金額
13ミリメートル	100,000円
20ミリメートル	280,000円
25ミリメートル	450,000円
30ミリメートル	680,000円
40ミリメートル	1,350,000円
50ミリメートル	2,070,000円
75ミリメートル	5,000,000円
100ミリメートル	管理者が定める額